資料　5

米子市行政改革推進本部設置要綱

(設置)

第 1 条　行政改革の推進を図るため、米子市行政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条　本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)　行政改革推進に係る方針及び実施計画の策定に関すること。

(2)　行政改革の進行管理に関すること。

(3)　前 2 号に掲げるもののほか、行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条　本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2　本部長は、市長をもって充て、副本部長は、助役をもって充てる。

3　本部員は、収入役、教育長、水道局長及び各部長(総務部行政改革推進監、淀江支所長及び議会事務局長を含む。)をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条　本部長は、本部を総括する。

2　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事会)

第 5 条　本部に幹事会を置く。

2　幹事会は、本部に提出する議案を事前に調査研究する。

3　幹事会は、幹事長 1 人及び幹事若干人をもって組織する。

4　幹事長は、総務部行政改革推進監をもってこれに充て、幹事は、職員のうちから市長が任命する。

5　幹事長は、本部の会議に出席し、幹事会における結果を報告しなければならない。

(会議)

第 6 条　本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2　幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。

(庶務)

第 7 条　本部及び幹事会の庶務は、総務部行政改革推進室において処理する。

(補則)

第 8 条　この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 17 年６月２０日から施行する。